

北朝鮮の法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

1 北朝鮮の概要

朝鮮民主主義人民共和国（以下「北朝鮮」という）は、朝鮮半島の北半分を占める社会主義制国家である。北朝鮮が実効支配している国土の面積は約 12 万平方キロメートル（日本の約 3 分の 1）、人口は約 2580 万人（日本の約 5 分の 1）である。首都はピョンヤン（平壌）、公用語は朝鮮語、法定通貨はウォンである²。

本稿は、北朝鮮の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とする。日本と北朝鮮との間には、拉致、核開発、ミサイル等のさまざまな困難な問題が山積しているが、本稿は、これらの問題の詳細について言及することはしない。これらの問題については、既に、おびただしい数の文献が公表されているので、適宜、それらをご参照いただきたい³。

2 朝鮮半島・北朝鮮の歴史

朝鮮半島の歴史においては、陸続きの中国に存在した国の一端となり、又は中国との朝貢関係を有する冊封国（属国）であった時代が長く続いた。そのため、政治的にも文化的にも、中国から多大な影響を受け続け、その結果、朝鮮半島では、「小中華思想」という考え方方が広まった。13 世紀には、元と高麗の連合軍が日本に侵攻し、2 度にわたって九州北部を攻撃した（元寇）。その際、対馬、壱岐等で、多数の住民が殺戮・拉致された。

1895 年、日清戦争で清が敗北し、下関条約が締結された。これにより、朝鮮は清の冊封体制から解放され、1897 年に「大韓帝国」となった。1905 年の第二次日韓協約により、大韓帝国は、外交権を失い、日本の保護国となった。1906 年には、ソウルに、日本の官庁である韓国統監府が設置された。1907 年には、内政権も日本の管轄下に入った。1909 年、韓国統監府初代統監であった伊藤博文（本稿では、人名に対する敬称は省略する。以下同じ）が、ハルビン駅で安重根により暗殺された。大韓帝国は、1910 年に日本に併合された。1919

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。B L J 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 本稿における北朝鮮の概要・歴史については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2021 年版』（二宮書店、2021 年）219～221 頁、②外務省ウェブページ「北朝鮮 基礎データ」（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/data.html#section2）等を参照した。

³ 例えば、石坂浩一編著『北朝鮮を知るための 55 章【第 2 版】』（明石書店、2019 年）等がある。

年には、日本の植民地支配に抗議・反対する独立運動（「三一運動」）が発生したが、警察により鎮圧された。1938年には国家総動員法が施行され、1940年には創氏改名が行われた。

1945年8月の日本の敗戦により独立したものの、朝鮮半島にソ連軍と米軍が進駐し、北緯38度以北はソ連軍、北緯38度以南は米軍の占領下に置かれた。1948年、北緯38度線以北に「朝鮮民主主義人民共和国」が成立し、金日成（キム・イルソン）が初代首相に就任した。1950年に朝鮮戦争が勃発したが、1953年に休戦となった。1966年に北朝鮮は自主独立路線を宣言し、1972年には主体（チュチェ）思想⁴を国家の指導方針に位置付けた憲法を採択した。1983年にはラングーン爆弾テロ事件、1987年には大韓航空機爆破事件を起こし、韓国との関係が悪化するとともに、北朝鮮の孤立が深まった。

1994年に金日成が死去した後、金正日（キム・ジョンイル）が後継者となり、1997年には朝鮮労働党総書記に就任した。2011年に金正日が死去した後は、金正恩（キム・ジョンウン）が後継者となり、2012年には朝鮮労働党第一書記・国防第一委員長に、2016年には國務委員長に就任した。2018年、金正恩國務委員長は韓国の文在寅（ムン・ジェイン）大統領及び米国のトランプ大統領と会談を行い、非核化と体制保証の約束を内容とする共同声明に署名したが、その後の交渉は決裂したままとなっている。

3 日本法における北朝鮮の法的位置付け

1991年、北朝鮮と韓国は、同時に国連に加盟した。2018年2月現在、北朝鮮は164か国との間で外交関係を有している⁵。しかし、日本政府は、北朝鮮を国家承認していない。

このような状況の下で、これまでにも、在日朝鮮人の法的地位や、北朝鮮の著作物の法的保護⁶のように、北朝鮮に関わる困難な法律問題が生じてきた。日本法上、未承認国をどのように位置付け、未承認国に関わる法律関係をどのように考えていくべきのかは、非常に困難な問題である。

4 北朝鮮の法制度

北朝鮮の法制度は、いわゆる「社会主义法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。北朝鮮法は、ソ連法等の影響を受けつつ、独自の道を歩んできた。

日本が1910年8月29日に公布した「朝鮮に施行すべき法令に関する件」により、朝鮮

⁴ 主体（チュチェ）思想とは、「人間中心の世界観であり、人民大衆の自主性を実現するための革命思想」であるが、人間が主体的に生活するためには、賢明な指導者が必要であるとされ、個人崇拜を正当化する思想的基盤になっているといわれている（西修著『現代世界の憲法動向』（成文堂、2011年）244頁）。

⁵ 前掲『データブック オブ・ザ・ワールド 2021年版』220頁。

⁶ 最高裁平成23年12月8日第一小法廷判決は、日本国は、ベルヌ条約に基づき北朝鮮の国民の著作物の保護義務を負うものではないとして、著作権侵害を否定した。ちなみに、同じく未承認国である中華民国（台湾）の国民の著作物については、一般に、台湾がWTO条約の独立関税地域であり、WTO条約のTRIPS協定を通じてベルヌ条約上の保護義務を負うものと解されている（中山信弘著『著作権法〔第3版〕』（有斐閣、2020年）47頁）。

において法律が必要な事項は、「制令」（朝鮮総督が勅裁を経て発する、内地の法律に代わる命令）により規定することとされた。①民事法については、1912年の「朝鮮民事令」（明治45年制令第7号）により、日本の民法、商法、民事訴訟法等が「依用」（他国の法令を、ほぼそのまま自國に適用すること）された。親族・相続については、日本の民法を適用せず、朝鮮の慣習法が適用されることとされたが、その後の改正により、次第に、日本の民法の親族・相続に関する規定が依用されていった。②刑法については、1912年の「朝鮮刑事令」（明治45年制令第11号）により、日本の刑法、刑法施行令、刑事訴訟法等が依用された。1945年独立後のソ連軍政期においても、暫くの間、一部の例外を除き、日本の法令が継続的に適用された。即ち、1945年11月16日に公布された「北朝鮮において施行すべき法令に関する件」により、（朝鮮新国家建設及び朝鮮固有の民情及び条理に符合しない法令及び条項を除き、）「（植民地期に朝鮮で施行されていた）法令は新法令が発布される時まで効力を有する」と規定されていた。1946年3月23日に、「日本帝国主義の支配当時に行使され、又はその影響を受けている一切の法律と裁判機関を廃止」することが宣言されたものの、実際には、植民地期に朝鮮で施行されていた法令は、1950年代まで使用され続けていたといわれている⁷。

北朝鮮の現在の法体系において、頂点に位置するのは、「党の唯一領導体系確立の10大原則」（以下「10大原則」という）である。2013年に制定された10大原則は、1974年に制定された「党の唯一思想体系確立の10大原則」が、金正恩時代に合わせて改訂されたものである⁸。北朝鮮国民は、10大原則を一字一句間違えずに暗記・暗唱しなければならない。この10大原則の下に、憲法と朝鮮労働党規約が位置付けられる。

II 憲法

1 総説

北朝鮮の現行憲法は、1998年憲法が、2009年、2012年、2016年、2019年4月、2019年8月に一部改正されたものである⁹。

全172条からなる現行の北朝鮮憲法の体系は、表1のとおりである¹⁰。

⁷ 吉川絢子著「植民地期および1945年8月以後、朝鮮における日本法の『依用』」（尹龍澤ほか編著『コリアの法と社会』（日本評論社、2020年）所収）40～41頁。

⁸ 10大原則の内容等については、朴斗鎮著「北朝鮮労働党の『唯一領導体系確立の10大原則』について」を参照されたい。

<http://www.koreaii.com/siryositu/mrpark/2013/p20130917.html>

⁹ 各改正の内容等については、大内憲昭著「権力の継承体制からみる朝鮮憲法史」（尹龍澤ほか編著『コリアの法と社会』（日本評論社、2020年）所収）13～23頁を参照されたい。

¹⁰ 本稿における北朝鮮憲法の日本語訳は、ネナラのウェブサイトの「社会主义憲法」に掲載された訳に従った。

http://naenara.com.kp/main/index/ja/politics?arg_val=leader3

表1：北朝鮮憲法の体系

序文		
第1章 政治		第1条～第18条
第2章 経済		第19条～第38条
第3章 文化		第39条～第57条
第4章 国防		第58条～第61条
第5章 公民の基本的権利と義務		第62条～第85条
第6章 国家機構	第1節 最高人民会議	第87条～第99条
	第2節 朝鮮民主主義人民共和国国務委員会委員長	第100条～第106条
	第3節 国務委員会	第107条～第112条
	第4節 最高人民会議常任委員会	第113条～第122条
	第5節 内閣	第123条～第136条
	第6節 地方人民会議	第137条～第144条
	第7節 地方人民委員会	第145条～第152条
	第8節 檢察所と裁判所	第153条～第168条
第7章 国章、国旗、国歌、首都		第169条～第172条

2 統治機構

(1) 最高人民会議

最高人民会議は、国の最高主権機関であり、立法権を行使する。最高人民会議の休会中は、最高人民会議常任委員会も、立法権を行使することができる。

最高人民会議は、選挙で選出された代議員で構成される。任期は5年である。

最高人民会議の権限としては、①憲法の改正・補充、②部門法の制定・改正・補充、③最高人民会議の休会中に最高人民会議常任委員会が採択した重要部門法の承認、④国の対内外政策の基本原則の制定、⑤国務委員会委員長の選出・召還、⑥最高人民会議常任委員会委員長の選出・召還、⑦国務委員会委員長の提議による、国務委員会第1副委員長、副委員長、委員の選出・召還、⑧最高人民会議常任委員会の副委員長、書記長、委員の選出・召還、⑨内閣総理の選出・召還、⑩内閣総理の提議による、内閣副総理、委員長、相、その他の内閣成員の任命、⑪中央検察所所長の任命・解任、⑫中央裁判所所長の選出・召還、⑬最高人民会議の各部門委員会の委員長、副委員長、委員の選出・召還、⑭国の人民経済発展計画及び実行状況に関する報告の審議・承認、⑮国家予算及び執行状況に関する報告の審議・承認、⑯内閣及び中央機関の活動状況の報告を受け、対策を講じること、⑰最高人民会議に提出された条約の批准、廃棄の決定が挙げられる。

最高人民会議は、全代議員の3分の2以上の参加により成立する。

最高人民会議で審議する議案は、国務委員会委員長、国務委員会、最高人民会議常任委員会、内閣と最高人民会議の各部門委員会が提出する。代議員も議案を提出することができる。

法令、決定は、最高人民会議において、挙手採決の方法により、出席した代議員の過半数の賛成を得て採択される。

憲法の改正・補充には、最高人民会議の全代議員の3分の2以上の賛成が必要である。

（2）国務委員会委員長・国務委員会

国務委員会委員長は、国を代表する最高指導者である。また、国務委員会委員長は、武力総司令官となり、国の全ての武力を指揮、統率する。国務委員会委員長は、最高人民会議で選出されるが、最高人民会議代議員としては選出されない。国務委員会委員長の任期は、最高人民会議の任期と同一である。

国務委員会委員長の権限としては、①国家の事業全般の指導、②国務委員会の活動の直接指導、③最高人民会議の法令、国務委員会の重要政令と決定の公布、④国の重要な幹部の任命・解任、⑤外国に駐在する外交代表の任命・召還、⑥外国と締結した重要な条約の批准・廃棄、⑦特赦権の行使、⑧国の非常事態と戦時状態、動員令の公布、⑨戦時における国家防衛委員会の組織・指導、⑩命令を下すことが挙げられる。

国務委員会は、国家主権の最高政策的指導機関であり、委員長、第1副委員長、副委員長、委員で構成される。国務委員会の任期は、最高人民会議の任期と同一である。

国務委員会の権限としては、①国家の重要な政策の討議・決定、②国務委員会委員長の命令、国務委員会の政令、決定、指示の実行状況を監督し、対策を講じること、③国務委員会委員長の命令、国務委員会の政令、決定、指示に反する国家機関の決定、指示の廃止、④最高人民会議の休会中に内閣総理の提議による、副総理、委員長、相、その他の内閣成員の任命・解任、⑤政令と決定、指示を下すことが挙げられる。

（3）最高人民会議常任委員会

最高人民会議常任委員会は、最高人民会議の休会中の最高主権機関である。最高人民会議常任委員会は、委員長、副委員長、書記長、委員で構成される。最高人民会議常任委員会の任期は、最高人民会議の任期と同一である。

最高人民会議常任委員会の権限としては、①最高人民会議の召集、②最高人民会議の休会中に提出された新たな部門法案と規定案、現行の部門法と規定の修正・補充案を審議・採択し、採択・実施した重要部門法につき次回の最高人民会議の承認を受けること、③最高人民会議の休会中に提出された国家の人民経済発展計画、国家予算とその調整案の審議・承認、④憲法と現行の部門法、規定についての解釈、⑤国家機関の法の順守、執行を監督し、対策を講じること、⑥憲法、国務委員会委員長の命令、最高人民会議の法令、決

定、國務委員会の政令、決定、指示、最高人民會議常任委員会の政令、決定、指示に反する国家機関の決定、指示を廃止し、地方人民會議の誤った決定の執行を停止させること、⑦最高人民會議代議員選挙のための活動を行い、地方人民會議代議員選挙を組織すること、⑧最高人民會議代議員との活動を行うこと、⑨最高人民會議の各部門委員会との活動を行うこと、⑩内閣の委員会、省の設置・廃止、⑪最高人民會議常任委員会の各部門委員会の構成員の任命・解任、⑫中央裁判所の判事、人民参審員の選出・召還、⑬外国と締結した条約の批准・廃棄、⑭勲章と賞牌、名誉称号を設け、外交職級を制定し、勲章、賞牌、名誉称号を授与すること、⑮大赦権の行使、⑯行政単位と行政区域の新設・改定、⑰外国の国会、国際議会機構との対外活動を行うこと、⑱政令、決定、指示を下すことが挙げられる。

(4) 内閣

北朝鮮の内閣は、国家主権の行政執行機関であり、国家全般の管理機関であるとされている。内閣は、総理、副総理、委員長、相とその他必要な構成員で構成される。内閣の任期は、最高人民會議の任期と同一である。

内閣の権限としては、①国家の政策を実行する対策を講じること、②憲法と部門法に基づいて、国家管理と関連する規定を制定・修正・補充すること、③内閣の委員会、省、内閣直属機関、地方人民委員会の活動の指導、④内閣直属機関、重要な行政・経済機関、企業を設置・廃止し、国家管理機構を改善する対策を講じること、⑤国家の人民経済発展計画を作成し、実行のための対策を講じること、⑥国家予算を編成し、執行のための対策を講じること、⑦工業、農業、建設、運輸、通信、商業、貿易、国土管理、都市運営、教育、科学、文化、保健・医療、スポーツ、労働行政、環境保全、観光、その他各部門の活動を組織、実行すること、⑧通貨及び銀行制度を強固にするための対策を講じること、⑨国家管理秩序を確立するための検査・統制活動を行うこと、⑩社会秩序の維持、国家及び社会・協同団体の所有と利益の保護、公民の権利保障のための対策を講じること、⑪外国と条約を締結し、対外活動を行うこと、⑫内閣の決定、指示に反する行政・経済機関の決定、指示の廃止、⑬決定と指示を下すことが挙げられる。

内閣総理は、内閣の活動を組織、指導するほか、政府を代表する。

(5) 裁判所

裁判は、中央裁判所、道（直轄市）裁判所、市（区域）・郡人民裁判所及び特別裁判所が行うものとされている。中央裁判所所長の任期は、最高人民會議の任期と同一である。中央裁判所、道（直轄市）裁判所、市（区域）・郡人民裁判所の判事、人民参審員の任期は、当該人民會議の任期と同一である。

裁判所の職責としては、①裁判活動を通じて国の主権と社会主義制度、国家と社会・協同団体の財産、人民の憲法上の権利と生命、財産を保護すること、②全ての機関、企業、

団体と公民が国家の法律を順守し、階級の敵や、全ての法の違反者と積極的にたたかうようすること、③財産に関する判決、判定を行い、公証活動を行うことが挙げられる。

裁判は、判事1名と人民参審員2名で構成された法廷で行う。特別な場合は、判事3名で行うことができる。

裁判は公開とし、被告人の弁護権は保障されるが、法の定めるところにより裁判を公開しないこともあるとされている。

裁判は朝鮮語で行うが、外国人は、裁判で自国語を使用することができる。

中央裁判所は、国の最高裁判機関である。中央裁判所は、全ての裁判所の裁判活動を監督する。

3 人権

北朝鮮憲法の「第5章 公民の基本的権利と義務」には、さまざまな人権規定が置かれている。北朝鮮憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

①公民の権利と義務は、「一人はみんなのために、みんなは一人のために」という集団主義の原則に基づくものとされている（63条）。

②「無料で治療を受ける権利」が規定されている（72条）。

③著作権、発明権、特許権について、明文で規定されている（74条）。

④「革命鬪士、革命烈士遺族、愛国烈士遺族、人民軍留守家族、戦傷栄誉軍人」は特別な保護を受けられることが規定されている（76条）。

⑤公民は、「人民の政治的・思想的統一と団結を断固として守らなければならない」こと、及び「組織と集団を重んじ、社会と人民のために献身的に働く気風を高く發揮しなければならない」ことが規定されている（81条）。また、「国家の法律と社会主義的生活規範を守り、朝鮮民主主義人民共和国の公民としての栄誉と尊厳を固守しなければならない」ことが規定されている（82条）。

⑥公民の義務として、「つねに革命的警戒心を高め、国家の安全のために献身的にたたかわなければならない」義務（85条）、及び祖国防衛義務・兵役義務（86条）が規定されている（86条）。

⑦なお、北朝鮮憲法においては、刑事被疑者・被告人の人権保障についての規定が見当たらないことも、特徴的といえる。

北朝鮮憲法において、形式上、「言論、出版、集会、示威と結社の自由」（67条）、「信教の自由」（68条）、請願権（69条）、「科学及び文学・芸術活動の自由」（74条）、「居住、旅行の自由」（75条）、「人身と住宅の不可侵、信書の秘密」（79条）等が規定されているが、実際には、人権保障は極めて不十分な状況にある。例えば、表現の自由は、憲法よりも上位にある10大原則や、憲法10条（「労働者階級が指導する労農同盟に基づく全人民の政治的・思想的統一に依拠する。国家は、思想革命を強化して社会の全構成員を革命化、労働

者階級化し、全社会を同志として結ばれた一つの集団につくり上げる」)、63 条、81 条、85 条等の規定に反しない範囲でのみ認められるにすぎない。10 大原則や、憲法の上記規定に違反するか否かの判断は極めて恣意的に行われ、違反すると判断された者は、政治犯収容所、強制労働所等に送られるおそれがある¹¹。

III 民法

北朝鮮憲法(2 章)によると、北朝鮮は、社会主義的生産関係と自立的民族経済の土台に依拠し、生産手段は国家と社会・協同団体が所有するものとされている。国のすべての天然資源、鉄道、航空運輸、通信機関と、重要な工場、企業、港湾、銀行は国家のみが所有するものとされ、国の経済発展において主導的な役割を果たす国家所有を優先的に保護するものとされている。他方、土地、農業機械、船舶、中小の工場、企業などは、社会・協同団体の所有も認められる。個人所有は、公民の個人的かつ消費的な目的のための所有であり、自留地経営をはじめ個人の副業経営による生産物と、その他の合法的な経営による収入は、個人所有として認められる。対外貿易は、国家機関・企業、また社会・協同団体が行うことが認められ、北朝鮮の機関、企業、団体と外国の法人又は個人との合弁や合作、特別経済地区における各種企業の創設、運営が奨励される。

北朝鮮では、1990 年に民法典が採択され、1993 年、1999 年、2007 年と 3 度改正されている。

全 271 条からなる 2007 年民法典の体系は、表 2 のとおりである¹²。

表 2 : 2007 年民法典の体系

第 1 編 一般制度	第 1 章 民法の基本	第 1 条～第 10 条
	第 2 章 民事法律関係の当事者	第 11 条～第 23 条
	第 3 章 民事法律行為	第 24 条～第 36 条
第 2 編 所有権制度	第 1 章 一般規定	第 37 条～第 43 条
	第 2 章 国家所有権	第 44 条～第 52 条
	第 3 章 社会協同団体所有権	第 53 条～第 57 条
	第 4 章 個人所有権	第 58 条～第 63 条
第 3 編 債権債務制度	第 1 章 一般規定	第 64 条～第 100 条
	第 2 章 計画に基づく契約	第 101 条～第 145 条
	第 3 章 計画に基づかない契約	第 146 条～第 234 条

¹¹ 大韓弁護士協会『2012 北朝鮮人権白書』(東京弁護士会翻訳、2014 年) 11～14 頁、25～26 頁。

¹² 本稿における 2007 年民法典の日本語訳は、大内憲昭著『朝鮮民主主義人民共和国の法制と社会体制』(明石書店、2016 年) 104～126 頁、337～365 頁に従った。

	第4章 不当利得行為	第235条～第239条
第4編 民事責任と民事時効制度	第1章 民事責任	第240条～第258条
	第2章 民事時効	第259条～第271条

民法典は、機関、企業所、団体及び公民の財産関係に適用される。民法典にいう「機関、企業所、団体」は、資本主義社会でいわれる「法人」と同じであると解釈されている。人格的側面や相続については、民法典の適用対象外とされている¹³。

「機関、企業所、団体」は、国家的法人、協同団体法人、社会団体法人に分けられる。民事法律行為は、口頭でも書面でも行うことができるが、法で要求されている場合には、書面で行い公証を受ける必要がある¹⁴。

所有権は、国家所有権、社会協同団体所有権、個人所有権に分けられる。善意取得制度は、個人所有物についてのみ適用され、国家所有物及び社会協同団体所有物には適用されない。個人財産については、相続権が認められている¹⁵。

契約は、社会主義計画経済を中心とした「計画に基づく契約」と「計画に基づかない契約」に分けられる。機関、企業所、団体の相互間の契約は、書面で締結される。機関、企業所、団体は、計画経済の独自性と独立採算制の見地から、第三者に債務を履行させること及び第三者の債務を代わって履行することは認められない。「計画に基づく契約」は、計画課題を受け取った時から法定期間内に締結することを要する¹⁶。

機関、企業所、団体及び公民が負う民事責任の種類としては、財産返還、原状回復、損害賠償、制裁金、請求権の制限・喪失がある。民事時効制度は、一定期間内に訴訟又は仲裁を提起しなければ、権利が消滅したとみなされるというものである。機関、企業所、団体と公民の間、公民相互間の民事時効期間は、1年である。機関、企業所、団体の相互間の民事時効期間は、原則として6か月である¹⁷。

IV 民事訴訟法

1912年の「朝鮮民事令」（明治45年制令第7号）により、「依用」された日本の民事訴訟法は、1946年まで施行された。北朝鮮において初めて体系的な民事訴訟法が制定されたのは、1976年であった。その後、1994年に改正された民事訴訟法が、一部改正を経て、現在に至っている。

1994年民事訴訟法は、全182条からなり、「第1章 民事訴訟法の基本」、「第2章 一般規定」、「第3章 訴訟当事者」、「第4章 証拠」、「第5章 裁判管轄」、「第6章 訴訟

¹³ 前掲『朝鮮民主主義人民共和国の法制度と社会体制』106～107頁。

¹⁴ 前掲『朝鮮民主主義人民共和国の法制度と社会体制』108～111頁。

¹⁵ 前掲『朝鮮民主主義人民共和国の法制度と社会体制』112～118頁。

¹⁶ 前掲『朝鮮民主主義人民共和国の法制度と社会体制』119～124頁。

¹⁷ 前掲『朝鮮民主主義人民共和国の法制度と社会体制』125～127頁。

の提起」、「第 7 章 裁判準備」、「第 8 章 裁判審理」、「第 9 章 判決、判定」、「第 10 章 第二審裁判」、「第 11 章 非常上訴」、「第 12 章 再審」、「第 13 章 判決、判定の執行」から構成される。

1994 年民事訴訟法は、当事者主義に立脚し、訴訟当事者の役割及び訴訟上の権利保障が重視されている。検事にも、国家、社会及び公民の利益を保護するため、民事訴訟提起等の権限が認められている。民事訴訟で解決される事件としては、①（仲裁又は行政的手続で解決する場合を除く）財産紛争事件、②離婚事件、③子女養育費・扶養料請求事件、④民事上権利と法律的疑義を有する事実に対する確認事件等が挙げられる。裁判審理は、原則として、判事たる裁判長及び人民参審員 2 名で構成される裁判所が行うが、例外的に、判事 1 名で裁判審理することができる場合もある。裁判審理には、検事も参加する。訴訟当事者に対する審理は、裁判長、人民参審員、検事の順に行い、それが終わった後、訴訟当事者が相互に質問する。北朝鮮では、二審制が採られている。訴訟当事者又は検事は、第一審裁判所の判決、判定に対して不服がある場合、上訴をすることができる。第二審裁判は、判事 3 名で構成される裁判所が行い、訴訟当事者及び検事が参加する。

V 刑事法

1 刑法

依用された日本の刑法は、1907 年に制定・公布されたものであり、1871 年ドイツ帝国刑法の影響を強く受けたものであった。この日本の刑法は、戦後の北朝鮮で 1950 年刑法が施行されるまで、北朝鮮で適用されていた。その後、1974 年、1987 年、2004 年、2015 年にも、刑法改正が行われてきた。

2015 年刑法は、全 300 条から構成される。罪刑法定主義についての規定はあるが、犯罪構成要件が不明確・抽象的であること等から、実質的には罪刑法定主義が保障されているとは言い難い。犯罪類型としては、反国家・反民族犯罪をはじめとして、体制維持に関する犯罪が多い。刑罰の種類としては、①主刑として、死刑、無期労働教化刑、有期労働教化刑、労働鍛錬刑、②附加刑として、選挙権剥奪刑、財産没収刑、罰金刑、資格剥奪刑、資格停止刑がある。死刑は、刑法上、国家転覆陰謀罪、テロ罪、祖国反逆罪、民族反逆罪、故意的重殺人罪、破壊・暗害罪、麻薬密輸・密売罪の 7 つに規定されている。その他にも、例えば、2020 年に制定された「反動思想文化排撃法」により、韓国の動画を広めた者には死刑が適用される可能性がある¹⁸。労働教化刑は、裁判所が指定した重労働職場において労働させ、労働報酬の一部を国家に納付させるものであり、公民の基本権が一部停止される。労働鍛錬刑も、一定の場所で労働させるものであるが、公民の基本権は停止されない¹⁹。

¹⁸ <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGM08CUT0Y1A700C2000000/>

¹⁹ 前掲『朝鮮民主主義人民共和国の法制度と社会体制』86～90 頁。

2 刑事訴訟法

前述した刑法と同様、1950 年に、北朝鮮の新しい刑事訴訟法が制定された。その後、1974 年、1992 年、2004 年、2012 年にも、刑事訴訟法改正が行われてきた。

北朝鮮の刑事訴訟法では、予審制度が存在する。予審は、原則として、2 か月以内に終了するものとされている。検事は、予審において犯罪事実が明らかになったと判断する場合、起訴状、事件記録、証拠物を裁判所に送付して起訴する。裁判審理には、検事及び弁護士が参加する。北朝鮮では、二審制が採られている。第一審裁判所の判決、判定に対して不服がある場合、上級裁判所に対し、被告人・弁護人は上訴を、検事は抗議をすることができる。第二審裁判は、判事 3 名で構成される裁判所が行い、弁護人（上訴した場合）及び検事が参加する。

VI おわりに

北朝鮮法についての日本語の文献・論文等は決して多くは無いが、大内憲昭著『朝鮮民主主義人民共和国の法制度と社会体制』（明石書店、2016 年）²⁰や、尹龍澤ほか編著『コリアの法と社会』（日本評論社、2020 年）所収の北朝鮮に関する論稿は、大変参考になる。

前述したとおり、日本と北朝鮮との間には、さまざまな問題が山積している。日本政府は北朝鮮を国家承認しておらず、北朝鮮に対する経済制裁等も存在する。現在のところ、日本企業が北朝鮮ビジネスを行う状況にはない。

しかし、在日朝鮮人の法的地位や、北朝鮮の著作物の法的保護のように、北朝鮮に関する新たな法律問題が今後も発生する可能性がある。また、将来的には、北朝鮮の体制変革等により、日本企業による北朝鮮ビジネスが活発に行われるようになる日が来るかもしれない。これらのことから、北朝鮮における法制度の動向については、今後も、注視していく必要があると思われる。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.49 No.10』（国際商事法研究所、2021 年、原題は「世界の法制度〔東アジア・東南アジア編〕第 18 回 北朝鮮」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

²⁰ 同書には、基本法令 35 件の日本語訳が掲載されている。